別表十三(一)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第一号を次のように改める。

1　この表のⅠは、法人が法第42条から第44条まで（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十三(一)の記載要領第三号及び第四号を次のように改める。

3　法第43条第６項（国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入）の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額　⑯」の欄には、同項に規定する期中特別勘定の金額を記載すること。

4　この表のⅡは、法人が法第45条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）又は放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）附則第26条（法人税法の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第25条の規定による改正前の法人税法第45条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十三(一)の記載要領第六号を次のように改める。

6　この表のⅢは、協同組合等のうち出資を有しないものが法第46条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十三(二)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「保険事故等のあつた事業年度又は連結事業年度」を「保険事故等のあつた事業年度」に改め、同表の記載要領第一号を次のように改める。

1　この表は、法人が法第47条から第49条まで（保険金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十三(二)の記載要領第三号を次のように改める。

3　法第48条第６項（保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入）の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額　㉗」の欄には、同項に規定する期中特別勘定の金額を記載すること。

別表十三(三)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十三（三）　記載要領

この表は、法人が法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十三(四)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十三（四）　記載要領

1　この表は、法人が租税特別措置法第64条から第65条まで（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　租税特別措置法第64条の２第２項（収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額　㉝」の欄には、同項に規定する期中特別勘定の金額を記載すること。

別表十三(五)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度」を「譲渡の日を含む事業年度」に、「圧縮限度額　(⑳又は㉓)×⑩×80、70又は75／100」を「圧縮限度額　(⑳又は㉓)×⑩×100／100」に、「同連